(c) この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
(d) 次のものを採択すること。
(i) 附属書三第十一節に規定する運用上の手続
(ii) 必要な決定
(e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4 合同委員会は、その規則及び手続を定める。

5 (a) 合同委員会は、次の時期及び場所において会合する。
(b) いずれかの締約国の要請により毎年一回又は両締約国が合意する時期
両締約国が合意する場所

第十五条　両締約国間の連絡

1 各締約国は、この協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づく両締約国間の正式な連絡及び通報は、1に規定する連絡部局を通じて行う。

第二章　物品の貿易

第十六条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十三条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b) 「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i) 千九百九十四年のガット第二条2及び第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii) 提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料その他の課徴金

注釈1　インドにとって関税とは、千九百七十五年のインド関税率法第一表に規定される基本関税をいう。

注釈2　注釈を含むこの(b)のいかなる規定も、千九百九十四年のガットに基づく各締約国の権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。

(c) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(d) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十三条8(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(e) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(f) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十七条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十八条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十九条　関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第二十条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、一方の締約国から他方の締約国に輸入される産品の課税価額の決定について準用する。

第二十一条　輸出補助金及び国内助成

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下「農業協定」という。）附属書一に掲げる農産品について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる輸出補助金又は国内助成も新設し、又は維持してはならない。

第二十二条　輸入及び輸出の制限

1 一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であって関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国への物品の輸出について世界貿易機関設立協定の関連規定に基づき正当とされる禁止又は制限を新設する場合には、当該他方の締約国の要請に基づき、当該禁止又は制限が新設された後できる限り速やかに当該他方の締約国に関連する情報を提供する。提供される情報には、当該情報の共有が当該一方の締約国により公共の利益に反すると認められない限り、関連する物品及び新設された禁止又は制限の説明並びに当該禁止又は制限が実際に新設された日付を含む。

第二十三条　二国間セーフガード措置

1 この章のいかなる規定にもかかわらず、一方の締約国は、第十九条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

3 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。